



長生・村議会議員 <http://www9.ocn.ne.jp/~tishii/>

石井としおの議会報告

2003・7号
第22 長生村七井土一三八七一二
0475(32)1974

7月25日(金)村の臨時議会が開催され法定協議会(茂原、長柄、長南、睦沢、一宮、長生、白子)への設置提案がされました。質疑・討論・

重要な答弁がありました。

住民へのメリットなし、と考え

法定協議会の提案に反対しました。

—石井反対討論—

反対四で可決されました。今後は合併の是非を含めて重点項目30の調整項目全てが明らかとなり、合併のメリット、デメリットを出してもうことになります。そして、住民説明会などを開きながら再度議会での議決が必要となります。当日の報告となります。

住民が合併に反対なのに何故、

法定協議会を提案するのか

・ 石井質問、①五月八日に開催された住民懇談会では合併に反対する意見が多数だされました。村長は「合併は住民が決める」と、言いながら法定協議会を提案する理由はどこあるのか②法定協議会をどうしても提案するなら議員と住民が判断できる条件として「合併重点項目30の調整案全てを明らかにすること」「住民アンケートを取りること」など、判断材料もとぼしい中で法定協議会を提案する理由は何か。③法定協議会の委員に入れる学識経験者3名の人選は、「賛成・反対」それぞれの角度から人選をすることが。野田、柏では合併に反対する人達は「一切入れなかつた」と聞きます。

法定協議会を提案せざるを得ない

※他に関さんが反対討論、小泉さん米倉さんが賛成討論をしました。

合併の最終決定は住民投票で

・ 村長答弁、①住民懇談会では確かに反対が多かった。議会にも説明してきました。住民代表機関の方々に判断してもらいたい。都市では分割、村の議員では7割の賛成を考えると、法定協議会を提案せざるを得ない。反対が多ければ合併から離脱する。私は皆様に「慎重審議の中で議員の判断を」と申し上げているのです。可決をお願いとは言っています。②30項目について残りの項目の中は法定協議会で審議することになります。③学識経験者については毎日頭を痛めています。誰が反対なのか賛成なのか分かりません。

※関議員の質問に対し村長から「今のところ住民投票は最終的には必要と考えています」との

今回、法定協議会の設置議案が賛成多数で可決され、合併に向けて流れが作られました。しかし、村長は「今後は住民投票を実施する考え方もある」と表明しました。また、法定協議会の委員に選出される三名の学識経験者は大変重要ななります。合併に「賛成・反対」それぞれの角度から選出することを訴えます。

石井は昨年の4月に議員にさせて頂き、大事にしてきたことは常に「住民の立場で」議会に臨むことでした。今回、法定協議会が可決されても、合併が決まつた訳ではありません。住民アンケートや住民投票を実施し反対が多数となれば、流れを変えられます。さらに勉強し、住民の皆さんと一緒に村の将来を考えて行きたいと思います。合併問題はこれからです。

（東間議長は議長なので採決に加わりません）	反対者	
	賛成者	
中村、関小高、石井	小泉、久我、芝崎、長谷川、麻生、神田島、高瀬、田島、高橋、植草、米倉、高橋、間、御園、植草、米倉、高瀬、田島、（順不同）	

法定協議会 設置への議員の態度は

都市合併任意協議会から出された

合併に向けたスケジュールです

合併協設置を可決	
白子など3町村議会	長生郡市七市町村の合併協議会設置について議決する臨時議会が二十五日、白子町、長生村、長南町でそれぞれ開かれ、いずれも議案を賛成多数で可決した。
長柄町、茂原市に次いでこれで五市町村が同議案を可決。残る一宮町は八月四日、睦沢町は同五日にそれぞれ臨時議会が開かれ	る。

項目	平成15年度						平成16年												平成17年				
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
関係市町村	法定協議会設置議決																		合併協定書調印	議会議決	合併申請		
法定協議会	・合併協議																		意思決定				
建設計画	原案作成 幹事会・小委員会等協議 主要指標	策定方針 概況 導入指標	理念 地域別	基本方針 公共施設	進度 公共施設	財政計画 財政計画	住民意見 修正原案 決定	県協議による修正 原案決定	住民意見修正	建設計画案決定													
協定項目	・協定項目協議 ・合併の方式、合併の期日、新市の名称、新事務所の位置、財産及び公の施設の取扱い ・議員定数及び任期の取扱い、農業委員会定数及び任期の取扱い、地方税の取扱い ・一般職の職員の身分、特別職の職員の身分、条例・規則の取扱い、組織及び機構 ・一部事務組合等の取扱い、使用料・手数料等の取扱い、公共的団体等の取扱い ・補助金・交付金等の取扱い、行政連絡機構の取扱い、町・字名の取扱い、各種福祉制度の取扱い ・慣行の取扱い、国民健康保険事業の取扱い、保健衛生事業等の取扱い、各種産業制度の取り扱い ・教育制度の取扱い、消防団の取扱い、下水道事業の取扱い、各種事務の取扱い																						
公表・住民説明・意向調査		住民意向調査		住民説明会		住民説明会		新市建設計画案:協定案の公表	住民説明会	住民意向調査									合併に関する住民告知				
県協議・議決								新市建設計画案:県本部協議										合併申請	県議会議決				
国																			県議回答		届出告成立		
合併準備作業	①電子システム ②人事・組織体制 ③条例 規制等の改正 ④事務所の設立 ⑤住民権限等																						